

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

「交流・健康・保養」をテーマとして、地域の資源と魅力を最大限活用した「標津新ふるさと再生計画」

2. 地域再生計画の作成主体の名称

北海道標津郡標津町

3. 地域再生計画の区域

北海道標津郡標津町の全域

4. 地域再生計画の目標

標津町は北海道の最東端部に位置し、目の前24kmの根室海峡洋上には北方領土国後島が浮かび、左には世界自然遺産となった秘境知床半島が一望され、その山並みは半島基部を形成する当町の西側背後まで連なっているほか、右にはラムサール条約登録湿地であり、かつ原生花園など四季折々の景勝で親しまれている野付半島が位置するなど、世界が認めた自然の宝庫と風光明媚な地である。

また、産業は、水産業と酪農業の二大産業を基幹として成長してきた。

特に水産業は、町の中央を流れる標津川の恵みを受け、水揚げ日本一を誇るサケやマス、ホタテ等、「生産の町」を象徴する産業となっている。しかし、近年は養殖輸入鮭の輸入増加や価格競争、消費動向の変化によって、厳しい経営環境におかれている。平成5年にキロ当たり400円台が、翌年50%下落の200円台となつてから今日まで価格低迷が続き、町内の漁獲金額は平成2年の89億円から平成17年は53億円と当時の59%に止まっている。

このことから、漁業者は経営体の統合や漁業従事者の減員などのリストラによって、漁業経営コストの大幅な削減を余儀なくされてきた。

また、町内経済と雇用を支える水産加工業についても、競合する安価な輸入品との対抗や国内消費経済の低迷などによって収益率の低下が続いていることから、操業期間や時間の短縮が行なわれ、結果として年間雇用者が減少して季節雇用が中心となっている。

町内経済や雇用が冷え込んでいることから、中心市街地を形成している商店街も閉店や業態規模の縮小が加速している。

標津町ではこのような状況の中、平成12年から国内初となる漁獲から市場、加工、流通まで一貫した高度衛生管理システム「標津町地域ハサップ」に取り組んだ。

この取組は、食の安全性の最先端実践として評価が高く、平成17年には鮭、ホタテ、いくらでは最初となる東京都のトレーサビリティ認定食品に登録されるなど、

消費現場に信頼を持って進出を果たすことが出来た。

観光面においても、地域ハサップは効果をもたらした。生産現場を都市消費者に積極的に見ていただく「開かれた水産業」を出発点として取り組んだ「標津版エコ・ツーリズム事業」は、それまで通過型観光の標津町に、滞在型本物体験観光の基礎を築いた。5年前に1校だった修学旅行の滞在交流が平成17年は10校に増加し、地域ハサップによる安全安心の鮭・ホタテによる昼食体験も3年目の昨年で8千9百人に達している。

このような先進事例は、地域ハサップが昨年度の北海道開発局「わが村は美しく表彰」において特産品部門の金賞をとり、また、標津版エコ・ツーリズム事業においては人の活動部門で銀賞を受けるとともに本年度の農林水産省主催の「第3回オーライニッポン大賞」も受賞するなど、各界からその取り組みは高く評価されている。

こうした、地域の資源や魅力を活用した質の高い観光面や特産品開発などの取り組みを地域活性化の起爆剤としてステップアップさせ、現在低迷している各産業及び既存の観光施設であるサーモンパーク並びに今後開設が予定されている海の公園・マリンプラザを背後の中心市街地及び企業誘致などに連携・連動させる。そのために、パッケージ事業を活用し、安全安心で付加価値の高い特産品、魅力ある観光商品を開発できる人材を育成する。これにより交流人口の増加及び地場産品等の消費を喚起し、雇用を増加させ、移住を促進させる。今住む町民も当町を訪れる交流者も活力と魅力を感じる標津町となるために、「交流・健康・保養」のテーマを各施策に取り入れて、郷土愛にあふれる地域経済が活性化し新しいふるさとの再生を目指す。

本計画の目標値は、次のとおりである。

- ① 年間観光客入り込み数 59万6千人（16年度 54万2千人の10%増）
- ② 年間観光客宿泊数 1万2千人（16年度 7,900人の約50%増）
- ③ 食料品製造業出荷額 100億円（16年度 84億7千万の約18%増）
- ④ パッケージ事業における雇用の増加 36人

5. 目標を達成するために行なう事業

5-1 全体の概要

標津町が持っている特性や魅力を「交流・健康・保養」のテーマとして掲げ、標津ブランド対策推進と密接に連携しながら、都市住民との交流を中心とした健康や本物などの体験観光の産業化による保養滞在体制の強化や、高品質な物づくりを基本とした健康食品加工や販売体制並びに新技術による機能性食品抽出企業の立地と育成などによって、観光の産業化や水産加工食品製造業の高次加工化、新産業の創業などが実現し、これによって宿泊業、飲食産業、地場物産販売業、漁業や水産加工製造業など関連業の活気が生み出され、雇用の増強にともなって町の経済的自立と活性化がもたらされる。

(1) 体験型観光（健康・本物）の推進による目的型観光地への転換及び交流人口の増加対策

現在、標津町エコ・ツーリズム交流推進事業として進めている漁港での鮭荷揚げや鮭加工場、イクラや新巻鮭加工、鮭生態観察、川での鮭釣りや酪農など地域の豊かな自然と文化、産業を体験する本物体験観光の一層の推進を図るとともに、新たに海洋浴や森林浴、温泉浴などの健康と保養を取り入れた体験プログラムを開発して、これまでの修学旅行や食体験ツアーに加えて健康滞在型の観光交流者を誘客するなど、当地がこれまでの通過型観光地から目的型観光地に転換して、観光客の入り込み増加を図る。

(2) 標津サーモンパークの誘客機能の強化による地域観光経済の発展

日本一の鮭の町として、また平成16年度に北海道遺産に認定された「鮭の文化」代表地として、平成3年にオープンした「標津サーモンパーク」は名実ともに地域のシンボル施設であり、根室管内として数少ない「観光施設」である。

当施設を、知床世界遺産や野付半島ラムサール条約登録などの世界的自然価値の高まりによって増加する多くの観光客に訪れていただくために、鮭水族館の魅力ある展示への工夫改善やガイド機能の充実と、食堂や物販施設での地場产品中心などの特色ある演出・工夫による販売強化を行い、地域観光経済の活発化を図る。

(3) 海の公園・標津マリンプラザ建設（標津漁港海岸環境整備事業）により、中心市街地と連携した地域経済の発展

釣り突堤や砂浜、バンガローやオートキャンプサイトなどの海洋性レクリエーション機能と道の駅拠点として整備が進められている「しべつ 海の公園」マリンプラザ区域の集客機能を高め、隣接する中心商店街へも集客が連動して疲弊する地域商業が再生してゆくために、海洋浴（タラソテラピー）機能を取り入れた健康と保養の場を創造して、区域の魅力化と観光客の増加対策を図る。

(4) 標津町製品のブランド化及び消費の拡大による地域経済の活性化

デフレの進行や消費の多様性、養殖輸入鮭の増大、ホタテの需給の変化などによって地場産物は厳しい消費流通状況となっているが、標津町独自の最高級衛生管理システムの「地域ハサップ」を活用して、高鮮度・高品質な健康水産食品の販売普及宣伝や、新製品の開発など売れる商品づくりの推進を行い、地域経済を牽引する物づくり産業の活発化を図るとともに、新しい技術によって当町の鮭から機能性成分を抽出させる「健康食品製造企業」の誘致を積極的に進めて、地域の雇用の増加と新産業創出を進める。

(5) 魅力ある宅地造成による人口増加対策

喫緊の課題である人口の増加対策として、本物体験や健康保養型観光産業、物づくり産業の振興による雇用の効果に伴う定住者増加や団塊世代などの移住者受け入れなどの取り組みと連動して、生涯定住の地として当町に住んでいただくための、魅力ある宅地の整備並びに宣伝・募集を進める。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 「地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）」【C0901】

標津町雇用機会増大促進協議会において実施する事業

構成員 標津町、標津町商工会、標津漁業協同組合、標津町農業協同組合、
標津町観光協会、標津町水産加工振興協会、標津建設業協会

実施を希望する期間 平成18年度～平成20年度

(1) 「交流・健康・保養」をテーマとした観光産業の人材育成事業

これまで実施してきたエコ・ツーリズム事業に「交流・健康・保養」の新たなテーマを加える事により、更なる観光基盤の確立が図られ、当町が本物体験とともに「健康・保養」の目的型交流観光地として大成するための人材育成を実施する。

①観光ガイド、コーディネーターに係る研修事業

「健康と保養」のための目的型交流観光地へと移行し、多様なニーズに対応できる質の高い観光ガイドやコーディネート機能を確立するため、ガイドのレベルに合わせた講習会を行い、地域の産物を利活用した体験型観光を行える観光ガイドの人材の確保・育成を図る。

②地域の魅力を高め、地場産品を使った土産品等の開発、販売拡大を行う人材の育成

地域の魅力を高めていく中で、地場産品を使ったオリジナル飲食物の開発やメニュー化、地場土産商品の開発と販路拡大等を行う人材の育成を図る。

(2) 健康に効果がある水産物など地場食品の高品質な物づくり開発と販路開拓のための人材育成事業

地域ハサップの効果による高鮮度で安全・安心な原料により、健康に効果がある食品や料理などの高品質な製品開発を行える人材を育成するほか、首都圏の消費者団体や消費市場、小売事業者などとの販売研修を行うとともに、山菜や乳製品などの水産物以外の加工食品や地場産物を活用した工芸品などの開発が行える人材や営業販売など

の人材を養成する。

①水産物の高次加工技術に関する研修事業

近年、発展しているバイオ産業において、注目される原料として秋鮭・ホタテ貝における水産物残渣が認められ、健康食品等サプリメント食品への高次加工製品化により、秋鮭・ホタテ貝の余す事の無い有効利用が可能となるが、それを加工する専門技術員が不足しているため、先進企業技術員による研修会を開催し、高品質な製品開発や健康水産加工食品を製造できる人材の育成を図る。

②水産加工品のマーケティング・営業に係る研修事業

首都圏等大手百貨店・量販店で開催する物産展へ研修として参加することにより、専門家の指導を受けながら他地域に比べた優位性をアピールする手段として効果的な販売システムや販売戦略を学ぶ。また、接客や商品包装の技術研修、実地研修を行うものとする。

③土産品の製作・販売に関する研修事業

地場産品を活用した地域独自の観光土産品や工芸品を製造できる技術員や、販売人材を育成するために、アドバイザーを招聘する。

(3) 進出企業に係る地元技術者の養成事業

秋鮭やホタテ貝を原料とした新製品技術を用いた機能性健康食品製造企業の進出に対して、地元の受け皿作りや技術者などの人材育成を図るため、先進企業に派遣し、新技術の指導を受けることにより、進出企業のニーズに合った人材の確保・育成を図る。

5-3-2 独自の取り組み

独自の取り組みは、目標を達成する上での課題解決に向けて、5-1に掲げた施策ごとに関係団体等と連携し実施する。

(1) 体験型観光（健康・本物）の推進による目的型観光地への転換及び交流人口の増加対策

① エコ・ツーリズム交流推進事業

（内容）

グリーンツーリズムなどの実地研修会や先進地視察研修などとともに体験観光パンフレットの作成や体験資材の整備を行い、併せてプロモーション活動も行なう。

（実施主体）標津町、標津町エコ・ツーリズム交流推進協議会

（事業規模）2,622千円

② 交流イベント開催事業

（内容）

当町の誇れる地場資源である秋鮭やホタテ貝をシンボル化した「あきあじまつ

り」と「活々ホタテまつり」のイベントの開催によって、交流人口の誘導・流入を図る。

(実施主体) 標津町観光協会、標津漁業協同組合、まつり開催実行委員会

(事業規模) 6, 000千円

(2) 標津サーモンパークの誘客機能の強化による地域観光経済の発展対策

① 情報発信機能の強化対策

(内容)

施設への通過客誘導を進めるために、既存看板のリニューアルとともに新たに国道沿いに看板を新設するほか、ホームページやパンフレットの充実を図る。

(実施主体) 標津町

(事業規模) 2, 493千円

② 施設の魅力化対策

(内容)

施設の展示や集音設備、音声ガイドシステムの施設整備事業や鮭の食文化などの特別展を開催するなどの魅力化を図る。

(実施主体) 標津町

(事業規模) 1, 524千円

(3) 海の公園・マリンプラザ建設（標津漁港海岸環境整備事業）により、中心市街地と連携した地域経済の発展対策

① マリンプラザ施設の整備促進

(内容)

施設全域の完成に向けて、護岸整備や埋め立て事業の実施を行なう。

(実施主体) 北海道、標津町

(事業規模) 504, 000千円

② 背後公園の整備とオープン対策

(内容)

今夏に海岸部の釣り突堤と陸域のバンガローなどの滞在機能を有する背後公園の一部をオープンさせて、区域への交流人口の誘導を進める。

(実施主体) 標津町

(事業規模) 9, 453千円

(4) 標津町産品のブランド化及び消費の拡大による地域経済の活性化対策

① 地域ハサップ推進事業

(内容)

地域ハサップの弛まぬ実践により、国内に冠たる安全・安心の高鮮度・高品質水産品を供給する町内水産業界の対策を堅持する。

(実施主体) 標津町、標津町地域ハサップ推進協議会

(事業規模) 3, 000千円

② 標津産品活性化事業

(内容)

町ふれあい加工体験センターを中心として、製品開発の試験研究や販売試験並びに漁業者を中心とした「サケ・ホタテ消費流通対策協議会」の活動のもとで産直市の「魚の日」や各種物産展への販売を実施して国内に標津産の優位性と消費を喚起する。

(実施主体) 標津町、標津漁業協同組合、標津町水産加工振興協会、標津町サケホタテ消費流通対策協議会

(事業規模) 11, 914千円

(5) 魅力ある宅地造成による人口増加対策

① 標津町営定住促進団地整備事業

(内容)

町中心街の西側に、北海道らしい雄大な景観の中にも、上下水道が完備された快適な住環境スペースを要する魅力あふれる定住用の宅地を整備する。

(実施主体) 標津町

(事業規模) 606, 264千円

6. 計画期間

認定の日から平成22年3月末まで

7. 目標達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、毎年度実施する町の観光客入り込み調査等の統計指標を基に取り組みを評価し、雇用状況については、標津町雇用機会増大促進協議会が実施する聞き取り調査等により、取り組みに対する評価を行う。

8. その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

該当なし